

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2024.5.10発行〈通巻第554号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
JAM西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : https://koshc.jp/



自力で着替えられなくても軽作業「可能」 労基署のずさんな調査 .....	2
運営協議会新任委員紹介 金属機械労働組合港合同 石原英次さんインタビュー .....	7
アスベスト除去現場の声 ～作業員A氏に聞く～ .....	9
訪韓記録vol.3 水曜デモと労働環境健康研究所 .....	12
韓国からのニュース .....	15
前線から .....	18
第10回泉南石綿の碑記念式 ～雨が集まり川になること／大阪	

4月の新聞記事から／19  
表紙／雨の中、泉南石綿の碑に献花する泉南アスベストの会の志野善紹さん  
(2024年4月21日 第10回泉南石綿の碑記念式)

---

---

# 自力で着替えられなくても 軽作業「可能」 労基署のずさんな調査

4月末に高村由江さん（仮名）は出勤途中、混雑した駅で向かいから来た人を避けようとして転倒してしまった。右半身を前にして避けた姿勢のまま、手を突くことも出来ずに、右肩から倒れて腕を床にひどく打ち付けた。すぐに起き上がろうとしたが、激しい痛みに襲われて動くことができず、駅員が救急車を呼ぶ事態となった。

病院に運ばれ、右上腕骨近位端骨折の重傷ということがわかった。

そのまま入院し、翌日、プレートを入れて骨折部を接合する手術（観血的接合術）を受けた。治療費については、通勤災害として療養補償請求を行い、労災保険の適用を受けた。休業補償も労災に請求して認められ、療養を続けていた12月、問題が起った。

高村さんは、老人ホームで看護師と介護職を兼務して働いていた。10月に主治医は、介護職という重労働はまだできないと、12月末まで自宅安静が必要との診断書を出し、高村さんは職場へ提出、自宅療養を続けていた。

10月分の休業補償請求書を労働基準監督署に提出してしばらくして、労働基準監

督署から10月分の休業補償について、支給されないかもしれない、との連絡があった。高村さんは非常に驚いたが、休業補償が支給されなくなれば働くしかない職場に連絡した。まだまだ介護ができる状態ではなかったが、なんとか軽い仕事をさせてもらうということで、12月半ばより働き始めた。

働き始めて間もなく、10月分の労災休業補償の決定通知が届いた。決定理由に「令和5年10月1日以降は『療養のため労働することができなかった期間』として認められないため、就労機会が奪われる通院受診日5日のみ支給します。」と記載されていた。

## 本人聴取なしの決定

高村さんは出勤してみたものの、比較的軽作業と思われた仕事も、実際に行ってみると肩への負担が大きく、痛みを我慢しながら働くことになった。例えば、浴室の掃除では浴槽をこする動作を繰り返し継続するのは難しく、介助椅子を動かすのも苦勞した。配膳でも、お盆に料理を盛った陶器

の食器をのせるとかなりの重さがあり、保持するのも一苦勞、またお盆を棚に戻すために肩の高さまで持ち上げるのも、肩に負担がかかった。

痛み止めを飲んだりシップを貼って痛みに耐えながら、1日出勤しては2日休むといったペースで、なんとか働いた。

しかし、こんな状態で無理して働かなければならないことに、高村さんは納得がいかなかった。あちこちに相談をして、当センターにたどり着いた。

話を聞く限りとても就労可能な状態と思えず、すぐに管轄の京都上労働基準監督署を高村さんと訪問した。

担当の若い職員は、高村さんの10月はとても働けるような状態ではなかったという説明に対して、元の業務ができなくても軽作業ができれば休業補償は支給されない、法律通りの処分なので問題がない、主治医が労働基準監督署からの照会に対して、軽作業が可能との意見書を出しているとし、頑なな対応だった。

こちらの主張としては、実際の高村さんの状態は、自分の着替えも手伝ってもらわなければいけない状態で「軽作業」もあまりできなかったため、「軽作業可能」は実際に即していない判断であるので、自庁取り消しするべきだと話した。

担当者は、判断にあたって電話で本人に簡単な質問をしたくらいで、面談での聴取を行っていなかったことも問題だった。主治医の意見書についても、主治医が実際の業務をわかって意見を書くとは限らず、労災保険の制度についてもよく知らない場合

も多い。それを、被災者が不利益を被らないように、業務内容を調査し実態に即して調整して判断するのが、労働基準監督署の役割ではないのかという話をした。

また請求した日付が11月後半と遅かったとはいえ、10月分の決定が12月に来ているので、10月11月の2カ月が休業補償は支給されず、就労もしていないので何も収入がない状態になってしまうのも問題だった。

労災の休業補償を打ち切る場合、調査に時間がかかったとしても、遡って打ち切りとすればこのように何も収入がない期間ができてしまうので、最短でも次の月までは支給するなど余裕をもって日付を設定し、その間に職場復帰の体制などを整えてもらうようにするべきと考える。

これら問題点をあげても、担当者は態度を変えずらちが明かないので、労災課長も呼んで、自庁取り消しするべきと再度主張した。課長は高村さんの現状を聞いて、軽作業が可能とは思えなかったようで、最終的に、11月分の休業補償請求書を提出すればそれを調査し、休業との判断が出れば10月分の処分も取り消す、ということになった。

## 果たして「軽作業」とは？

労働基準監督署を出て、その足で病院へ向かった。

11月分の調査を再度行うことになったので、主治医に高村さんの現状を理解してもらい、労働基準監督署からの意見書依頼

に適切に回答してもらう必要がある。

医事課の課長に事情を説明し、主治医との面談の設定を依頼した。

そして2日後、主治医と面談することができた。

そこで主治医から語られた話に、驚くこととなった。

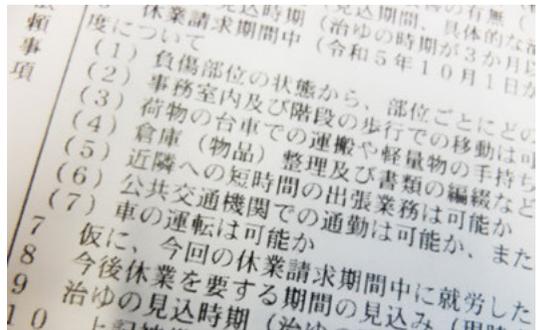
まず、主治医は高村さんの業務について医療従事者として理解できるので、今の腕の状態では介護職で働くことができないと判断し、12月末まで自宅療養との診断書を書いたということだった。その上で、労働基準監督署からは詳細な質問が送られてきており、できる動作については、正直に「可能」と答えた。しかし、重量物は取り扱えないとわかるように書いたと説明した。

そこで、労働基準監督署からの依頼書を見せてもらうと、

- ・ 事務所内及び階段の歩行での移動は可能か
- ・ 荷物の台車での運搬や軽量物の手持ちでの運搬は可能か
- ・ 倉庫整理及び書類の編綴などの軽作業は可能か
- ・ 近隣への短時間の出張業務は可能か
- ・ 公共交通機関での通勤は可能か、また交通手段による制約はあるか
- ・ 車の運転は可能か

といった質問が書かれていた。

主治医は、移動などは可能と答えながら、台車での運搬などには、「筋力が低下しているため、可能だが疲労が強い」「挙上は困難」などと答え、倉庫整理にも「重量物



がなければ可」と書いていた。

確かに、このような質問事項であれば、「可能」と回答してしまうのも理解できる。

そして、その回答を根拠に、労働基準監督署は「軽作業可」と判断したのである。

主治医には、職場の実態としてこれら質問事項にあるような軽作業が職場にはないこと、10月11月の時点では、1人で服の脱ぎ着ができずに、夫に手伝ってもらっていたことなどを説明した。

そして、2月に高村さんの上腕骨の固定を外す抜釘術の予定を組んで、主治医との面談を終えた。

また窓口で、労働基準監督署の意見書依頼と回答の書類の開示請求を行った。本来、開示までの手続きに1か月はかかるところを、病院側は事情を酌んで、早急に開示する便宜を図ってくれた。

年が明けた1月、高村さんの現状を文章にまとめて提出しようと、事務所で面談したところ、高村さんは業務で右肩の疼痛が悪化して、休業していることがわかった。

比較的軽作業と考えていた浴室清掃や配膳の仕事も、かなり負荷となっていたことに加えて、自立が可能な入居者の車椅子への移乗も日に4、5回なんとか手伝ってい

たところ、人手不足のためさらに手伝う必要が出てきて、日に10人くらいの移乗を行うようになっていたという。ある日、痛みで気分が悪くなり早退し、その後は出勤できていなかった。

職場復帰して1か月ほどで、疼痛が増し、そのために肩関節の可動域も90度以下まで落ちた。明らかに就労することで、悪化していた。

### 被災者の実態に即した判断を

高村さんは、2月に抜釘術を受け、その際にサイレントマニピュレーションという麻酔が効いた状態で、上腕を動かしてじん帯などの癒着を剥離し、拘縮などを取り除く処置も行われた。その後のリハビリテーションもしっかり受けて、3月に退院した。

3月半ばを過ぎても、まだ結論が出ておらず、追加で高村さんの夫による申立書に高村さんの自宅での生活状況、どのような介助が必要だったかなどをまとめて、2月分の休業補償請求書といっしょに、労働基準監督署へ持参した。

前回の訪問後、京都上労働基準監督署は11月分の調査を進めていた。再度、主治医に意見書依頼を行い、診療録を請求していた。それをもって、労働局の局医（地方労災医員）に意見を求めているところだった。

そこで、いくつか点について議論することになった。

まず、本人の聴取はしないのか、という

こと。こちらから申立書として提出したが、労働基準監督署としては本人から直接、詳細を聞いていないし、質問もしていない。休業補償を終了するというような請求人にとって重大な判断をするにあたって、本人の聴取をしないというのは考えられない。

担当者は、今進行している調査の結果、本人の聴取をするまでもないと判断すれば、しません、こちらで判断します、と相変わらず頑なな態度だった。

もうひとつは、主治医との面談についてだった。担当者が言うには、11月の請求書を受け取ってすぐに病院に対して、主治医との面談を申し入れたが、断られた。ところが、高村さんが主治医に聞いたところによると、面談の申し入れに対して、昼間は診察などで時間が取れないので夜の時間帯でいいなら応じると返答したあと、連絡がなかったという。

担当者は時間外でも病院に出向くつもりで準備していたのに、病院から断られたため実現せず、意見書依頼と診療録開示を行ったという。

実は、両者面談を拒否していなかったことが分かり、これについては、こちらで病院に確認し、主治医との面談を実現できるように動くことにした。

主治医の意見依頼書の内容についても議論になった。

労働基準監督署は主治医が「軽作業可」と書けば支給はできない、と言うので、意見依頼書の質問項目に問題があることを指摘した。自力で出勤できて軽易な作業ができるか判断するためにあのような質問と

なったことはわかるが、結局は高村さんのような軽作業がほとんどできない状態の方を「軽作業可」と判断することになっている。

あれらの質問では、軽作業と考えられる作業が到底具体的ではない。例えば、倉庫作業については取り扱う物の重さや形状、取扱時間、作業姿勢などの情報がなく、条件によってはできない可能性もあり、きちんと考えれば、安易に「可能」とは答えることができない。労働基準監督署によると、高村さんの場合に限った質問項目ではなく、京都の労働基準監督署では基本同じような質問項目を使っているという。これもかなり問題がある。

この質問事項については、今後、労働局と話し合いが必要である。

労災保険は被災者の救済制度であり、労働基準監督署は被災者がきちんと療養を受け、働けない間、経済的に困窮することなく、回復すればスムーズに職場復帰するということを実現しなければならない。

きちんと職場復帰するまでを考えるのならば、被災者の業務や職場を把握し、どのような軽作業があるか具体的に調査し、そのうえで被災者が行うことができるかという判断を行うべきである。漠然とした「軽作業」を基準にするのは間違っている。

今回の京都上労働基準監督署の判断は、労災保険の制度のマニュアルに漫然と従っただけで、被災者の傷病の回復や経済的な補償についての権利を切り捨ててしまっていた。

## やっとの支給決定

その後、病院が主治医との面談を調整しなかった原因はわからなかったが、主治医と日時を調整して面談を行えるようにすると病院から返答をもらった。ただ、主治医が手術などで多忙で、しばらく先になりそうだった。

そうして4月初旬、労働基準監督署から11月の休業補償を支給するとの連絡があった。10月分についても残りの日数の休業補償を追給するということだった。

理由については、局医からの意見が出て、それを基に支給するとの判断をしたという。

10月分の最初の決定から3カ月半、ようやく決着がついた。

高村さんは、休業してリハビリテーションを継続している。気がかりなことがやっとな解決したので、きちんと療養し、回復に励んでほしい。

今回は高村さんがあきらめずに相談先を探して、労働基準監督署と話したので判断が翻ったが、同じように療養を打ち切られても働けないという状況になっても泣き寝入りしてしまった被災者がいるかもしれない。

今後の課題である。



## 金属機械労働組合港合同

# 石原英次さんインタビュー

今年度から運営協議会副議長に就任した石原英次さんを紹介します。関西労働者安全センターの歴史を知る先輩でもあります。

—港合同に入られるまでの経緯を教えてください。

岡山県出身で、大学の時京都に来て、学生時代は学生運動に関わっていました。1981年8月に関西労働者安全センターの土田さん（事務局アルバイト）に紹介され、「医療法人南労会 松浦診療所」に事務職で就職しました。当時は、安全センターと松浦診療所は、労災職業病運動の車の両輪と言われていました。事務員が運動の「心臓」（血液を全身に送り出す）と言われ、当時20数名の職員が医者から鍼灸師から全員何らかの活動に参加している状況で、事務局的に何でもさせられました。

大阪府被災労働者同盟というのがあって、なかなか個性的な人達が多かったことを覚え



ています。被災労働者のために労働基準監督署にも交渉によく行きました。何とも言えない理屈で労基署側を追い詰める人もいて、大変面白かったです。はり・きゅうの375通達の撤回闘争などに関わりました。Nさん（職業病認定問題に関する全国連絡会議事務局）という人がいて、あの人を尾行しろ、とか色々指示を出され面喰いしましたが適当に従いました。診療所が鉄筋4階建てを併設して、その4階にNさんも良く泊まって濃厚なポマード臭を残され、その枕カバーの洗濯をした記憶があります。その頃は男性職員の輪番で宿直がありました。港合同の田中機械闘争をはじめ、職場占拠、張り付け泊まり込み闘争に倣い安全センターの事務局員も参加していたと思います。独身男性を中心に毎夜の酒盛りとなりがちで、翌朝の診療所開錠に「遅刻」し、被災者の患者さんに小石を窓に投げられ「起きろー！」とよく怒鳴られました。

理学療法士の学校にも通いました。夜間がなかったので、昼間に学校に3年通い、夕方から夜診の窓口業務で働き、資格を取りました。労災職業病戦線の一翼を担うと意気込んで卒業復帰したものの、医療法人の拡大時期で、組合結成も重なり風雲急を告げる様相を呈していました。

—その後、労働争議が起こって港合同への加入となったんですね。

1984年、南労会は和歌山県に紀和病院を開設しました。職員数が急増し労働組合員も、

診療所、病院、両方合わせて100人以上加盟しました。元々診療所自体が総評の下部組織の港地協に加盟し、運営委員会役員も全金、全港湾の執行部が名を連ねる構成でした。そして1991年8月に団体交渉不調のまま合理化強行で争議が始まります。その後、経営側の強硬姿勢を見極め港合同に加盟して南労会支部となりました。解雇、賃金カット、不利益扱い、刑事弾圧に抗してストライキ、デモ、昼休み抗議集会、裁判闘争など果敢に闘いました。私自身は、1999年に8人目の解雇者となり港合同の古参組合員から“一人前になったな”と激励を受けました。

争議は22年を経て2012年に、労働者のための医療機関という南労会の設立趣旨を踏まえる、という精神条項を盛り込んで和解終結となりました。

—解雇後、「NPOみなと」を開設することになったんですね。

はい、アルバイトをしたりして組合員がバラバラになってしまうことを避け、2001年に田中機械支部の中に、「NPOみなと合同ケアセンター」を設立し、解雇者が中心になって介護事業を始めたわけです。大和田幸治委員長（港合同田中機械支部・故人）がデイサービスの建物を作ろうと言ってくれて、2005年にはデイサービス（通所介護）施設が組合事務所前にできました。

私は、ケアマネージャー（介護支援専門員）の管理者とケアセンターの副代表をしています。現在ヘルパー4人、デイサービスに6人+αで切り盛りしています。

介護保険は、当初の公的保障や介護の社会化という意味合いからは大きくかけ離れ、逆行さえしていると思います。介護・福祉の労働組合や事業所と一緒に、年に数回、大阪市、

厚生労働省とも交渉を持ち、基本報酬の引き上げや改悪に反対するなど様々な要求を行いますが、報告を聞くと、介護とは無縁(!?)の若いキャリア官僚の対応に嘆息や苛立ちが募る思いです。外国人労働者やロボット頼みになるとか言われていますが、報酬が上がらないのは、介護に対する今の社会的評価が表れている側面もあるのだと思います。他のエッセンシャルワーカーと同様ではないでしょうか!?

—安全衛生問題での課題は？

腰痛については、何人かは腰痛ベルトを使用するなど各自対策をしています。いまのところ、休業するまでの事案はありませんが、学習や対策を継続していこうと思います。カスタマーハラスメントについては、まだ大きな問題となったことはありませんが、少々無理を言ったり、自己主張の強い？利用者さんなどと若干のトラブルになることは良くあります。その場での適切な対応や担当ケアマネジャーを通じた対応など心掛けています。

—最後に、休みの日の趣味はなんですか？

低山をGPS不使用で地図を見ながら歩くのが趣味です。ルートファインディングで勘が当たった時の喜びはえも言われません。六甲や北摂山系によく行きます。

40年以上にわたって、労災職業病運動、労働運動を担ってこられた石原さんですが、まだまだ安全センターと労災職業病運動に貢献いただけることでしょう。（文責：事務局）



# アスベスト除去現場の声

## ～作業員 A 氏に聞く～

### ベテラン作業員 A 氏

2024年3月17日、実際のアスベスト除去現場の状況を知るという目的で、とある解体業者に勤める A 氏を安全センターの事務所に招いて懇談会を行った。彼は、アスベスト除去作業の作業員を6年以上やっており、彼の従事した現場の状況について話してもらった。

A 氏への聞き取りは、2023年5月17日にNHKの「解体キングダム」という番組で放映された「解体工事の難敵 アスベストを攻略せよ」という回を見て、除去方法や視覚的な資料の参考としながら、A 氏の現場の状況を尋ねるという形で行った。番組では、新宿にあるビルの外装の耐火ボードを除去する様子が放映されていた。

### 「割ります」 番組と A 氏の現場の違い

事前に番組を一通り見たという A 氏から最初に一言あった。「この番組の作業は、テレビ用に丁寧にやっていると思う」だそうである。そんな先制パンチを食らいながら、解体キングダムの映像を一緒に見た。

まずは養生についてである。養生の内容は、番組中ではアスベストが飛散しないよ

うにビニールシートで全面を覆っていると書いていたが、それは A 氏の現場でも同様だ。また、床と壁の養生シートの隙間を作らないため、床の養生は 30cm 以上床からはみ出して壁に沿わせないといけないなど、法令でいろいろ決まっており、それはちゃんと遵守しなければならないとのことだ。法令で決まっているから、市役所等から現場へ監査（立ち入り検査）が来るのである。（監査員は、特にこの 30cm はみ出しをよく見るとのこと。）

だが、番組を見進めると、次第に現場と違う点が指摘された。番組では、外装の耐火ボードをはがすだけでも、内装外装両方養生すると言っていたが、A 氏の現場では内装だけ、または外装だけの作業の場合、片方だけ養生し、両方養生なんてことはしないそうだ。なぜかと言うと、アスベストを除去している部分以外は、別の業者が他の作業をしているので、その邪魔になると



いうことである。作業前に現場内外の大気のアスベスト濃度を測定して密閉されていることを確認するので、健康被害が出る可能性は低いと考えられるが、本来なら、アスベスト除去している時は、他の業者はその現場近くで作業しなくてよい段取りになっているべきだろう。だが、現在の工程はそうっていない。

次に防護服について。番組では、防塵マスクをつけて、防護服、手袋、足袋を付けた後、養生テープですべての隙間をふさいで密閉していたが、これはA氏の現場でもやっている。また、番組中で、現場から戻る際の処理で、エアシャワーで粉じんを取り除いたり、防護服を全て捨てているシーンが流れた。A氏のところでも、現場から休憩室に行くときは同様にしているとのことだったが、日に3回ある休み時間の度に防護服を破棄するため、1日で計4回防護服を着脱していると言っていた。手間的にも資源的にも大変な話である。また、密閉するから夏場は大変じゃないかという質問をすると、その通りと同意して、多分服の中は40℃ぐらいになっているんじゃないかと言っていた。また、夏場の休憩について、今勤めている会社では、会社が現場に設置する休憩スペースにクーラーが設置され、塩キャラメルや飲み物が置かれているそうだが、前に勤めていた会社（ここでもアスベスト除去をしていた）では、そんなスペースはなく、暑い中休んでいたそうだ。去年の夏も、防護服の中と言わず、そもそも気温だけで40℃を超えるような日があったので、対策していない現場には、せ



めてスポットクーラーの設置などを訴えていかないといけない。

さて、いよいよ作業についてである。番組では、ビルの外装に張り付けられたケイ酸カルシウム板（以下ケイカル板）を、割らないように、バールでゆっくり端をこじって、一枚一枚外していた。A氏にこのあたりはどうかと聞いてみると、「割ります」というシンプルな答えが返ってきた。一枚一枚割らないように外すのは遅すぎるとのことだ。ケイカル板なので、保護具を適切に着用しているなら、よっぽど粉々にするのでもなければ粉じんのばく露は少ないだろうが、ワイルドな話である。また、番組では、ケイカル板が張り付けられていた接着剤の残りもはがしていたが、それもA氏はやっておらず、接着剤の付着部分は普通の廃棄建材として処理されているとのことだ。これに関しては、接着剤の種類や、具体的な処理方法など、少し気になるところである。

また、ケイカル板の廃棄についてだが、番組内では取り外した一枚板を広いスペースに持ってきて、二重にビニールで包み、アスベスト廃棄物と書かれたシールを貼って出していた。だが、A氏の職場では、板を割っているのだからそんなことはできず、ア

スベスト廃棄物用の黄色いビニール袋に詰めて、それをもう一重透明なビニール袋に入れて出すということだった。ちなみに、番組中でも、現場の掃除中や防護服を廃棄する場面に黄色いビニール袋が映っており、A氏もこれですと言っていた。

環境測定、つまりは空気中のアスベスト量の測定は、毎日行うのではなく、その現場の作業前と作業完了後に行うとのことだ。作業完了後は当然として、作業前は、現場がちゃんと密閉されているかのチェックのために行う。作業中の測定は行っていないとのことだった。

ここで解体キングダム視聴を終えたが、懇親会はしばらく続いた。その中で、A氏が転職を考えているという話があった。理由は2つある。まず、年齢的な問題で肉体労働が辛くなってきていること。実際番組でも現場はかなり狭いスペースで仕事をしており、A氏もまた似たような状況で作業しているとのことだが、その不自由な中で、さらに業務によっては中腰でずっと作業したりするとのことなので、かなり過酷な作業なのだろう。次に、保護具のところでも少し触れたが、自分と家族の健康被害が心配ということだった。昔の石綿工場の作業で、家族にまで被ばくして発症したという事例を重く見ているようで、それについては、保護具も無しに作業していた時代の話で、A氏の保護具の扱いや作業内容、現場の状況を聞く限りでは、過度に心配する必要はないと伝えたが、それでもやっぱり不安だそうだ。

## 焦らない社会へ向けて、焦らず急ぐ

A氏は、番組でやっていることは丁寧すぎると言い、実際の現場との違いをいろいろ話してくれた。そして、その違っている理由を聞くと、基本的には工期に間に合わせるためという話になる。現実には、A氏の現場のやり方で健康被害は出ないのかもしれないが、当のA氏が健康被害のことを不安に思っている。本来なら、そんな不安が起きないぐらい、番組と同等かそれ以上に丁寧にゆっくりやれる方が良いのだろう。ついでに、現場への快適な休憩スペースの設置や、作業時間の短縮などもついで行えるようだと面白い。とある漫画のネコ型ロボットが、作中で友達のN太に、「焦らず急げ!」と言っていた。制御できない焦りの状態ではなく、制御できる急ぎの範疇でできるだけ早くということをコミカルに表した言葉だが、今の建築現場の工期は、制御できないぐらい焦って設定されてはいまいか。落ち着いてじっくりアスベストを剥がす余裕のある社会を変えていかないといけない。焦らず急いで活動を続けていく。(事務局：種盛真也)



# 訪韓記録 vol.3 水曜デモと労働環境健康研究所

## 1. ベジタブルエクスプレス

2月28日の訪韓3日目、新幹線で全州市を後にして、ソウル市へ移動した。

新幹線と言えば、今回、韓国の新幹線であるKTXに乗って驚いたことが一つある。なんと改札がないのである。webでチケットを取って、そのままホームに素通りで行って乗るという方式だ。さらに、改札口やゲートがないだけではなく、車内の検札もない。じゃあ、チケットを取らなくても、こっそり乗れるじゃないかということなのだが、こっそり乗れるのである。実際、今回も、私の前の座席に乗っていた客が、後から来た客に何ごとか言われ、席を移動していた。おそらく無賃乗車だったのだろう。野菜の無人販売を思わせる、おおらかな料金制度である。

## 2. 水曜集会とヘイトスピーチ

ソウル市に午前11時ごろ到着し、昼食を食べて、旧在韓日本大使館前に移動し



た。日本軍性奴隷問題解決の水曜集会に参加するためである。到着すると、よく目立つところにデモをやっている集団がいた。ここかと思ったが、同行者の3人はスルスルとそれを横目を通り過ぎていく。どこへいくのかと1分ほどついていくと、別のデモ会場の前までやってきた。ここが目的の場所だそうだ。じゃあ最初のはなんだったのかというのは一旦おいといて、デモ会場には、正面に6畳程度の仮設ステージがあり、その前に仮設の柵で囲まれた参加者用のスペースがあった。ステージの上では司会者や講演者が、日本の謝罪や賠償を求めるスピーチをしており、スペースには50人以上のデモ参加者が座り込んで聞いていた。受付に行き、パンフレットとゴムのクッションを受け取り、そのクッションを地べたに敷いて、私も参加者の一人として座り込んだ。

周りを見回すと、若い子が多く、20～30代の人が一番多く集まっているようだった。誰が連れてきたのか、小学校高学年ぐらいの年齢の集団もいた。また、参加者だけでなく、ステージ上の講演者も、おちゃんおちゃんの合間に、高校生の女子2人組がスピーチしていたりした。若い。思えば、民主労総全北本部の事務局も、来年大学を卒業するという年齢の人がいたし、そもそも新本部長以下幹部が全員40代前半である。韓国では、市民運動が生活の自然な選択肢の一つになっているのかな



柵外から声を上げるカウンター集団

と思った。

さて、座ってスピーチを聞いていると、会場の横から大声が飛んできた。なんだと思って声の方を向くと、別の横断幕を掲げた人たちが、こちらの会場へ何事か叫んでいる。中村氏に聞いてみると、どうやら、この水曜集会に反対するデモを行っているようだ。彼らが喋っている内容は、差別的な発言や、喧嘩を売するような挑発だそうで、要はいわゆるヘイトスピーチとのことである。ここで、到着した時に最初に見た、よく目立つところのデモの話になるが、あれも、実は同様の、水曜集会に反対する団体のデモらしい。要は、良い場所を水曜集会で使わせないために、先に場所を抑えたということのようだ。ヘイトスピーチのためにそこまでするのも元気なことである。ただ、言いたいことがあるのなら、人の喋っているのを大声で邪魔するのではなく、正式な議論の場でお互いの主張を納得いくまで考え合えばいいと思うのだが、そうはできないのがヘイトスピーチたる所以なのだろう。

### 3. 労働環境健康研究所

水曜集会が終了し、会場をあとにして、

我々はソウル市綠色病院を訪れた。この病院内にある、労働環境健康研究所の説明と案内をしていただけることになっていたのである。

早速会議室に通していただき、研究所の所長であるイ・ユンゲン氏より説明を受けた。研究所の設立の背景であるウォンジンレーヨンの労働災害の話から始まり、設立の歴史、研究内容と成果、今後の課題などをお話いただいた。

韓国政府と協力して、一般市民が触れる可能性のある有毒化学物質のリストを作って公開したり、筋骨格系症状に関する事業者の義務を定める法律を作ったりと、色々興味深い話を聞けたが、その中から、研究、そして市民活動という観点でそれぞれ1点ずつ紹介したい。

まず研究という点から、定期的に消防職員の血液検査を実施しているという話だ。当然、消防職員は、研究所抜きでも定期健康診断を受けて、血液検査もしているのだが、あくまでそれは個人の健康を管理するためである。研究所では、ソウル市と協力して、市内の消防職員の血液検査を行い、消防職員全体の傾向として数値の推移を研究しているとのことだった。また、定期的な検査の他、近くで火災が起こった時は、現場まで行って、作業直後の血液を採取したりしているそうである。なぜそういうことをしているのかというと、消防職員達は、火災現場で有毒ガスを皮膚から吸収しているので、それによって健康被害が出ているはずだが、今は彼らの病氣と業務の関連性が明らかになっていない。なので、今研究



イ・ユングン所長（左）の案内を受けるメンバー結果を残すことで、将来の労働災害の予防や補償に役立つだろうという考えである。そして、ここからが紹介したい理由なのだが、これらの研究成果は、なんと、“20年か30年後”には実るはず、と仰っていた。目の前の課題の大きさにしり込みするのではなく、20～30年かければなんとかなるだろうと基礎研究を積み重ねること。何かを成すには、このスケールの視点をもつことが大事なだろう。

次に、市民活動という点で、研究所の設立にも関係しているウォンジンレーヨンの労働災害について、問題を告発するために行ったデモの話である。1987年ごろから、ウォンジンレーヨンで健康被害を受けた労働者の数も集まってきたので、補償や労働環境整備に関する活動をしていたが、韓国政府は真剣に取り合ってくれなかった。そこで、韓国を超えて、世界にアピールするためにはどうしたらいいかを考えていると、翌年の1988年、ちょうどよく、韓国ではある世界行事が予定されていた。ソウルオリンピックである。そして、たまたま、その聖火ランナーのコースが、ウォンジンレーヨンの工場前を通るルートだった。そ

こで、聖火ランナーを襲撃してコースを封鎖し、デモ活動を行おうという計画が立てられたのである。しかし、このデモは未遂に終わった。その計画を聞きつけた政府が、聖火ランナーを襲撃されるぐらいならと、話し合いに応じたのである。私は、今まで、デモ活動というものは、賛同者を民衆から集めるためにやることで、デモ活動自体は、企業や国は屁とも思っていないのだろうと考えていた。しかし、今回の話で、デモ自体を相手が危機と思って話し合いになることもあると知った。あんまりやるとデモではなくテロになるが、相手の注目を引くには、相手に迷惑をかけるような活動内容を考えるのも大事なのかもしれない。

#### 4. まとめ

この後の旅程についてはハイライト的に書かせていただく。病院を出た後、韓国環境保健市民センターのチェ・エヨン氏が、彼の事務所で歓迎会を開いてくれた。私は酔いつぶれて、片付けの最中に皿を一枚割った。翌日にはソウル市内を観光した。朝鮮人参の飴は、朝鮮人参の味がした。おいしかったかおいしくなかったかは想像におまかせします。

今回の訪韓を通して、韓国の人の活動の元気さと、巨大な事にもひるまずに立ち向かっていく姿勢に非常に刺激を受けた。私も、それに倣い、相談に元気よく明るく取り組み、難しそうな案件にもおびえず一歩進めていく。（事務局：種盛真也）

# 韓国からの ニュース

## ■悪質クレーマーに執行猶予／検察「量刑が軽い」と控訴

60代の悪質クレーマーに対し、一審裁判所が執行猶予を宣告すると、検察がこれを不服として控訴した。

仁川地検は、脅迫容疑で起訴された60代のA氏に対して、仁川地方裁判所が懲役八月に執行猶予三年を宣告したことに對し、控訴状を提出したと明らかにした。検察は懲役十月を求刑していた。

A氏は2022年7月から昨年4月までの九ヶ月間、苦情処理の結果に不満を抱いて、中部地方雇用労働庁の職員のBさんに「告訴する。公務員服を脱がせてやる。殺す」など、10回余り脅迫した疑いで起訴された。

特にA氏は、捜査機関にBさんを職務遺棄の疑いで数回も告訴した。

検察は、A氏の脅迫によってBさんは病院の治療を受けるなど、依然として苦痛を訴え、厳罰を望んでいるとし、A氏は労働庁の陳情後に給与の一部を受け取ったにも拘わらず、引き続きBさんを脅迫したと説明した。

検察はまた、「A氏は脅迫の程度が激しく、犯行の期間も長い」とし、「Bさんを何度も告訴し、一審の量刑は余りにも軽い」とした。

検察の関係者は「A氏は嘆願を越えて、公務員を脅迫して業務を妨害した」とし、「A氏に対し、罪に相応しい重刑が宣告されるよう徹底的に裁判に備える」と話した。2024年4月8日 京郷新聞 パク・ジュン Chol 記者

## ■サムソン物産「建設現場での作業中止権行使、30万件を超えた」

サムソン物産の建設部門は、建設現場での労働者の作業中止権行使が30万件を超えたと発表した。

サムソン物産は2021年3月から労働者に作業中止権を保障している。その後、国内外の113カ所の現場で、合わせて30万1355件の作業中止権が行使された。作業中止権は急迫した危険があったり重大災害が発生した時、勤労者が作業を中止できるように産業安全保健法で保障された権利だ。

サムソン物産の建設現場での作業中止権行使は、全面保障一年目に8224件を記録した後、二年目に4万4455件、三年目に24万8676件と増加傾向を示した。

作業中止権を行使した危険は、労働者の衝突・狭窄に関する状況が最も多く(31%)、墜落(28%)と装備の転倒(24%)が後に続いた。衝突と狭窄・墜落・転倒など、重大災害に直接繋がりがかねない危険状況に対する作業中止が全体の80%以上を占めた。

作業中止権は、現場で発生する災害を防ぐ核心的な役割をしている。サムソン物産が独自に集計した休業災害率(勤労者が一日以上休業する災害発生比率)は、2021年から毎年15%近く減少していることが判った。2024年4月15日 京郷新聞 シム・ユンジ



作業中止権の案内を見る労働者

記者

## ■サムソン協力会社の労働者が白血病／「サムソンも責任を負え」

サムソン電子の一次下請け業者の労働者のAさん(21)の母親は17日、ソウルのサムソン社屋の前で行われた記者会見で、白血病で闘病中の息子から聞いた話を伝えた。

Aさんは特性化高校3年生の時の2021年10月、亀尾にあるサムソン電子の一次下請け業者「KMテック」で仕事を始めた。高等学校推薦現場の実習生として3ヶ月間働き、2022年1月からはヨンジン専門大学の所属で、高熟練仕事・学習並行制(P-TECH)によって仕事を続けた。

Aさんの業務はスマートフォンの製造工程で、ハンダ付けされた携帯電話の基板の上に、プラスチック部品を一日2000個、手作業で組み立てた。パノリムは「組み立て後には、携帯電話の裏面を高温で圧着するが、ギャラクシーS21、S22、S23機種は防水フォンで、高温で接着剤が溶けて有害物質が出てくることがある。しかし、排気と換気ができず、作業現場の空気は良くなかった」と話した。

Aさんは仕事を始めて2年後の昨年9月、急性骨髄性白血病と診断された。その後、6ヶ月間、7回の抗ガン治療を受け、先月29日に造血幹細胞移植(骨髄移植)手術を受けた。

KMテックは、Aさんが無給休職をしてから4ヶ月後に契約関係を打ち切り、治療費も支給しなかった。ヨンジン専門大学は、自主退学として処理した。

パノリムなど49団体は、KMテックの元請けであるサムソン電子が、下請け労働者の保護対策を用意すべきだと要求した。サムソン電子は、労働人権、安全衛生などに対する行動規範を設け、すべての協力会社にこの規

範を遵守することを要求している。これらの団体は「サムソンは今からでも責任を負って解決しなければならない。」「行動規範の通りにKMテックの対応を調査し、白血病被害者の支援をすべきだ」とした。Aさんの代理人のパノリムはこの日、勤労福祉公団に労災保険療養給付申請を行った。

サムソン電子は「当該患者が勤務していた組立工程は、作業環境測定対象物質(化学物質)を使っていないため、関連法上の作業環境測定対象でもない」と話した。2024年4月17日 京郷新聞 キム・ジファン 記者

## ■国家の空席を埋めた見返りに生業を失い、生活苦に

経歴40年のベテラン産業潜水士のキム・スンジョンさん(72)は、10年前の4月16日、全羅南道の珍島沖のメンゴル水道で、3ヶ月間、水深20メートルを越える海中に飛び込み、船内に閉じ込められた子供たちを救い出した。この過程で潜水病と呼ばれる骨壊死を発病した。血液の供給が円滑にできず、骨が壊死する病気だ。状態がひどかった彼は、直ぐに手術を受けた。激しい痛みは改善されたが、潜水士の仕事は難しくなった。事業主は、骨壊死手術を行ったダイバーの雇用を渋った。現在、建設日雇いで生計を立てている彼は、当時の手術を後悔している。

キム・スンジョンさんは20歳の時、海軍特殊部隊の海難救助戦隊(SSU)に服役して潜水の仕事をした。1972年から5年6ヶ月間の海軍生活を終えた後、軍生活の経歴を基に産業潜水士になった。産業潜水士は、水中で、橋脚、船舶接岸施設、埠頭や防波堤のような構造物を設置・補修したり、人命を救助する仕事をする。仕事が厳しく危険なため、



通常の日当が50万ウォン（2024年）と高い方だ。キム・スンジョンさんはほとんどの歳月をフリーランサーとして働き、生計に不足はなかった。

生計が傾いたのは、セウォル号の救助作業に参加して骨壊死の診断を受けた2014年7月からだ。セウォル号内に閉じ込められて取り出せない遺体を收拾するために、安全規定も無視したまま、2～3ヶ月間の詰め込み労働をした直後だ。

海洋警察には、深いところに潜って遺体を引き揚げられる人がいなかった。国の空白をキム・スンジョンさんを始め、25人の民間潜水士が埋めた。遺体の引き揚げが最終段階に入った7月頃、海洋警察が民間潜水士に、撤収を一方的に通知した。その後、25人の潜水士はソウル病院で健康検診を受け、8人が骨壊死の診断を受け、2人は手術を受けた。キム・スンジョンさんは直ぐに手術を受けなければならないほど状態が悪かった。今、彼はその時の選択をひどく後悔している。

「骨壊死の手術後は、潜水の仕事ができないわけではないのに、会社は骨壊死の病歴があると全く使わないんです。だから、残りの人たちは手術をせずに、鎮痛剤で耐えているのです。それとも全く違う職業に変わったりして・・・。」

キム・スンジョンさんは現在、建設日雇いとして働いている。補助業務をすれば一日当たり14万～15万ウォンを受け取れる。しかし、景気が良くない上、高齢の彼を歓迎するところは多くはない。決まった所得は基礎老齢年金だけだ。

2022年6月に勤労福祉公団統営支社がキム・スンジョンさんの骨壊死を労災と認定。

労災が認められた年の12月、キム・スンジョンさんは障害手当を申請した。しかし、公団は昨年5月、障害手当請求権の消滅時効の起算日は治療が終わった2014年1月14日で、消滅時効から3年が過ぎているとして不認定を通知した。キム・スンジョンさんのかすかな希望さえ消えた。

2020年5月、国家被害補償から除外された民間潜水士も、医療・心理の支援を受けられるようにした「キム・グァンホン法（4・16セウォル号惨事被害救済と支援などのための特別法改正案）」が通過したが、骨壊死は支援対象から外された。

昨年3月、海洋警察庁は、民間ダイバーが政府に治療費を請求する場合、審議手続きを経るように「セウォル号惨事救助参加民間ダイバー医療支援金支援指針」を改正施行した。これまでは、潜水士が本人の負担金なしで治療を受けることができたが、改正指針が施行されて、潜水士が治療費を支払った後で費用を請求すれば、海洋警察中央海洋捜索救助技術委員会が、治療行為とセウォル号救助作業との関連性を判断して、治療費を支給するという厳しい方式に変更された。

セウォル号惨事の当時、命を懸けて誰かの家族を陸に引き上げた潜水士たちは、もはや国を信じる事ができない。2024年4月16日 毎日労働ニュース カン・イエスル記者（翻訳：中村猛）

# 前線から

## 第10回泉南石綿の碑記念式 ～雨が集まり川になること

大阪

### 式典と雨の音

2024年4月21日午前9時30分、曇り空を見上げて歩きながら、会場である泉南石綿の碑公園に到着した。「第10回泉南石綿の碑記念式」と書かれた横断幕が公園内の藤棚の下に掲げられており、藤の無数の蕾が頭を垂れて、参加者を迎え入れていた。

会場には、すでに20名ほどの参加者がおり、その中に、この3月に中皮腫で亡くなられた、中皮腫サポートキャラバン隊の右田孝雄氏の写真を抱えた妹さんがいた。それを見て、右田氏と初めて直接会って話したのは、去年のこの式典だったことを思い出した。

ふつふつと雨が降り始めた10時、式典が開始された。みんなが傘を差し、公園内がすし詰めになっている中、黙とうが行われ、泉南アスベストの会の梶本氏

がスピーチを始めた。だが、途中でスピーカーの調子が悪くなり、何を話しているのかよくわからない状態になってしまった。仕方なく、頭を空っぽにして雨が傘を打つ音を聞いていると、先ほど見かけた右田氏の写真が頭をよぎり、去年は前で喋っていたなと感傷的な気分になった。

スピーチの後、石綿の碑に献花が行われ、式典は終了した。そして、次に行われる予定の、「泉南アスベスト国賠訴訟勝利10周年の集い」に向けて、あいびあ泉南という福祉センターに移動した。

### 懇親会と川の音

あいびあ泉南の大ホール前には、中村千恵子氏の書籍「アスベスト絵伝」に掲載されている、泉南アスベスト被害の国賠訴訟の歴史が貼られていた。作者の描

いた絵と共に歴史が語られているものなのだが、淡い色使いの優しい絵なのに、不思議な迫力を感じ、訴訟に関わっていた人たちの真剣さが伝わってきた。

「泉南アスベスト国賠訴訟勝利10周年の集い」の内容は、要は懇親会で、各テーブルのお寿司などのおいしい料理をつつきながら、ステージ上で、いろいろな人が国賠訴訟やそのはるか以前にアスベストの危険性を訴えていた梶本政治医師の思い出を語るというものだった。基本的には勝利を祝うスピーチなので明るいのだが、中には活動中に亡くなった方の思い出を語り涙ぐむ人もいた。それを聞きながら、私も、去年の12月、ある相談者の父親で、中皮腫だった方が亡くなったことを思い出した。

しかし、ゆく川の流れは絶えずしてなんとやらである。お別れになった人もいる一方、新規のアスベスト相談が入ってきている。去った人に思いを馳せつつ、自分が流されていくまで、新しく流れてくる相談に真剣に取り組んでいこうと思う。(事務局:種盛真也)

# 4月の新聞記事から

**4/1** 仕事が原因で病気やけがをした労働者を国が労災だと認定した際、事業主の「あんしん財団」に不服を申し立てる権利があるかが争われている訴訟の上告審で、最高裁第一小法廷は3月28日付で、当事者双方の意見を聞く弁論を6月10日に開くと決めた。「不服申し立ての権利がある」とした二審・東京高裁判決が見直される可能性がある。この論点で最高裁が判断を示すのは初めて。

学校法人森友学園の国有地売却をめぐる財務省の公文書改ざん問題で改ざんを強いられ、自死した近畿財務局職員の赤木俊夫さんの妻雅子さんが行政文書の開示を求めたところ、存否も明かさずに不開示とした同省の決定について、総務省の情報公開・個人情報保護審査会が取り消すよう答申した。3月29日付。捜査への支障を理由に不開示とされ、同省に不服申し立てをしていた。審査会は「捜査に支障はないとして、同省の決定には「相当の理由がない」と結論づけた。

**4/3** 自宅でのテレワークで長時間の残業を強いられて精神疾患を発症したとして、横浜市の医療機器メーカーに勤める50代の女性が横浜北労働基準監督署から労災認定された。3月8日付。女性は補聴器製造の「スターキージャパン」に2019年から勤務し、経理や人事を担当。新型コロナウイルスの影響で20年ごろからテレワークになり、21年末ごろから残業が増え、22年3月に適応障害を発症した。発症前2カ月間の時間外労働は月100時間を超えていた。

**4/7** 長時間労働による過労を訴える東大阪市の教員が、自身の残業時間が分かる資料を民事裁判を通じて市側に求めたところ、他の教員も「過労死ライン」を大幅に超えていた。市が地裁に提出した資料には21年4～10月に残業時間が多かった順に教員が並んでおり、21年6月は最多の教員が202時間、男性は6番目に多い154時間と記されていた。

**4/9** 労災の遺族補償年金は、遺族が妻の場合は年齢制限がないのに、夫の場合は54歳以下だと支給を受けられないのは不当な差別で憲法違反だとして、妻を亡くした男性が国に処分の取り消しを求める訴えを東京地裁に起こした。男性は、5年前に妻を亡くし、長時間労働などから労災に認定されたが、国に遺族補償年金は認められなかった。

**4/15** ニチアス羽島工場が排出したアスベストが原因で中皮腫になり死亡したとして、近くの作業所で働いていた男性の遺族が、ニチアスを相手取り、約3300万円の損害賠償を求める「責任裁定」を公害等調整委員会に申請した。「石綿工場の近くで働いていた」との理由で遺族が損害賠償請求するのは全国で初めて。男性は1966年から約13年間、ニチアス羽島工場から320メートル離れた作業所で織物デザインなどに従事。2018年に中皮腫と診断され、20年に79歳で死亡した。

陸上自衛隊第7師団（北海道千歳市）の航空操縦士だった男性（27）が2020年に自殺したのはパワハラが原因だとして、大分県に住む遺族が国に計約2億800万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、札幌地裁は、計1億2330万円の支払いを命じた。男

性は防衛大卒業後、17年に同師団に配属。18年11月以降、直属の上司から「ばか」「死ね」などの暴言を日常的に受け、20年7月に自殺した。

**4/16** 技能実習に代わる外国人材受け入れの新制度「育成就労」創設に向けた技能実習適正化法と入管難民法の改正案が、衆院本会議で審議入り。「人材育成・確保」のため人手不足の分野で外国人労働者を呼び込み、特定技能水準の人材を育て、長期就労を促す。

**4/22** ロシアの攻撃で破壊されたウクライナの住居などの建材に、アスベストが高確率で含まれている危険性があることが判明した。「日本電子」（東京都昭島市）が「ミヤモト・インターナショナル」の依頼で現地の建材など10点を許可を得て輸入・分析し、全てからアスベストが検出された。

**4/23** 2020年8月新型コロナウイルスのPCR検査業務を担う会社で営業職だった40代の男性が自殺したのは長時間労働が原因だったとして、遺族が会社などに1億1200万円の損害賠償を求め提訴した。男性は当時、うつ病を発症し、直近3か月の時間外労働は最大で93時間、一か月平均でも80時間を超えていて、一昨年3月、労働基準監督署が労災認定した。

**4/24** 能登半島地震の発生以降、石川県職員の1月から3月の時間外労働が前の年の同じ時期に比べ約2.5倍だった。今年1月から3月の県職員の時間外労働は約33万時間で、前の年の1月から3月に比べ約20万時間増えた。月100時間超えの職員は去年12月は20人、1月542人、2月244人、3月は158人。

ベトナム北部イエンバイ省のイエンバイ・セメント鉱産社の工場で22日、設備の誤作動による労働災害が起き、7人が死亡、3人が負傷した。粉砕機の定期整備で、労働者が粉砕機の内部を修理中、電気モーター駆動の粉砕機が誤作動したという。

東京電力福島第1原発で、掘削作業中に電源ケーブルを損傷し、電源供給系の一部が停止、処理水の海洋放出が6時間半停止した。協力企業の男性作業員が、埋設された配線の取り出し工事中に使用していた機具が地中の電線に接触、顔面などにやけどを負い医療機関に搬送されたが軽傷。電源ケーブルの損傷で免震重要棟にも電力を供給できなくなった。放射線監視装置の値にも異常はなかった。

**4/25** 橋本総業は、カスハラが原因で社員がうつ状態になったとして、釧路市の取引先企業に対し1100万円の損害賠償を求める訴えを札幌地裁に起こした。4月14日付。帯広にある橋本総業道東営業所の所長は、2023年3月、取引先の扶桑物産の社長から2時間叱責を受けた。翌日から出勤できなくなり、「うつ状態」と診断された。

**4/29** 高知県・津野町にある消防署で「部下から上司へのパワハラ」があったとして、パワハラ行為を行った高幡消防組合津野山分署に勤める50代の消防指令補を停職1年の懲戒処分とした。司令補は上司に飲み会の飲食代の支払いを強要したり、上司がいない飲み会の支払いを代わりにするよう要求、ボウリング大会を欠席した上司にキャンセル料1万円を払えと要求した。上司はそれら計24万円を払わされ、精神的苦痛で数回通院することになった。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259